

## 「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」の概要

## 1 趣旨

労働保険料は、原則として労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価については、厚生労働大臣が定めることとされている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第3項）。

具体的には、厚生労働大臣が定める現物給与の価格（平成24年厚生労働省告示第36号）において、健康保険法（大正11年法律70号）第46条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第22条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第25条の規定に基づき厚生労働大臣が定めることとされている価額（以下「現物給与価額」という。）とともに、その地方の時価によって定められているところ。

今般、より現在の実態に即した現物給与価額とするため、一部地域の食事の現物給与価額を改正し、告示するものである。

## 2 改正内容

平成24年度より以下の算出方法により現物給与価額を定めているが、今般、一部地域において直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与価額が現在の価額から変動したため、新たな価額を告示するものである。

## 【算出方法】

- ・ 食事で支払われる報酬等については、家計調査（総務省統計局）を用い、全国平均1人当たりの食費を算出した額に、全国物価統計調査（総務省統計局）による都道府県毎の物価指数を乗じて、それぞれの価額を算出。
- ・ 住宅で支払われる報酬等については、住宅・土地統計調査（総務省統計局）を用い、1畳当たりの都道府県毎の価額により算出。
- ・ それ以外の報酬等については、時価により定める。

## 3 告示期日等

告示期日：平成26年1月31日

適用期日：平成26年4月1日（予定）

## 別紙

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
1 北海道	17,400	580	150	200	230	870	時価
2 青森	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	840	時価
3 岩手	17,100(16,800)	570(560)	140	200	230(220)	970	時価
4 宮城	17,700	590	150	210	230	1,250	時価
5 秋田	17,100	570	140	200	230	930	時価
6 山形	18,000	600	150	210	240	1,050	時価
7 福島	17,400	580	150	200	230	1,000	時価
8 茨城	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	1,150	時価
9 栃木	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	1,190	時価
10 群馬	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	1,060	時価
11 埼玉	18,000(17,700)	600(590)	150	210	240(230)	1,580	時価
12 千葉	18,000	600	150	210	240	1,530	時価
13 東京	19,200(18,900)	640(630)	160	220	260(250)	2,400	時価
14 神奈川	18,600(18,300)	620(610)	160(150)	220(210)	240(250)	1,900	時価
15 新潟	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	1,080	時価
16 富山	17,400	580	150	200	230	1,090	時価
17 石川	18,000	600	150	210	240	1,130	時価
18 福井	18,600(18,300)	620(610)	160(150)	220(210)	240(250)	990	時価
19 山梨	18,000(17,700)	600(590)	150	210	240(230)	1,100	時価
20 長野	18,000	600	150	210	240	1,030	時価
21 岐阜	17,400	580	150	200	230	1,020	時価
22 静岡	18,000(17,700)	600(590)	150	210	240(230)	1,280	時価
23 愛知	17,700	590	150	210	230	1,300	時価
24 三重	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
25 滋賀	18,000	600	150	210	240	1,170	時価
26 京都	18,600	620	160	220	240	1,450	時価
27 大阪	18,300(18,000)	610(600)	150	210	250(240)	1,480	時価
28 兵庫	18,000	600	150	210	240	1,290	時価
29 奈良	18,300(18,000)	610(600)	150	210	250(240)	1,060	時価
30 和歌山	18,300(18,000)	610(600)	150	210	250(240)	920	時価
31 鳥取	17,700	590	150	210	230	950	時価
32 島根	18,600	620	160	220	240	910	時価
33 岡山	17,100	570	140	200	230	1,140	時価
34 広島	17,700	590	150	210	230	1,170	時価
35 山口	17,700	590	150	210	230	910	時価
36 徳島	17,100	570	140	200	230	990	時価
37 香川	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	1,010	時価
38 愛媛	17,400	580	150	200	230	950	時価
39 高知	17,700	590	150	210	230	910	時価
40 福岡	17,400	580	150	200	230	1,150	時価
41 佐賀	17,100	570	140	200	230	900	時価
42 長崎	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	920	時価
43 熊本	17,100	570	140	200	230	990	時価
44 大分	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	950	時価
45 宮崎	17,100	570	140	200	230	890	時価
46 鹿児島	17,700	590	150	210	230	950	時価
47 沖縄	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	970	時価

※1 改定箇所は赤字で表示。住宅の現物給与価額については改定なし。

※2 括弧内は改正前の額。